

要 請 書

宜 野 湾 市

宜 基 渉 第 16 号
平成 28 年 4 月 日

殿

普天間飛行場問題の早期解決に向けた協力について（要請）

貴職におかれましては、平素より日米間の諸問題の解決に向けご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

市域面積の約 25%を占める普天間飛行場は、戦後 70 年もの長期間、本市の中心部に存在し、航空機事故の危険性や騒音被害等、市民の生活環境に大きな影響を及ぼしていることに加え、都市機能や交通体系、効率的なまちづくりを進める上での阻害要因となっており、経済活動にも影響を及ぼしております。

普天間飛行場はその危険性故、1996 年の S A C O 合意において 5 年乃至 7 年以内に返還されることが日米間で合意されましたが、返還が実現しないまま、20 年が経過いたしました。この間、普天間飛行場の返還期日は 3 回も変更され、現在、統合計画において「2022 年度又はその後」とされております。

この 20 年間、最も苦しんだのは他でもない宜野湾市民であり、これ以上普天間飛行場が固定化・継続使用されることはあってはならず、早期の閉鎖・返還を実現することはもちろんのこと、返還されるまでの間の危険性の除去及び基地負担の軽減についても、市民が実感できるよう確実に進めていかななくてはなりません。

つきましては、普天間飛行場問題の早期解決に向け、次のとおり要請いたしますので、日米両政府間で同問題の一日も早い解決に向け真摯に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1、普天間飛行場を絶対に固定化・継続使用せず、一日も早い閉鎖・返還を実現すること。
- 2、返還されるまでの間の、普天間飛行場の危険性除去及び基地負担軽減を、日米両政府においてこれまで以上の取り組みを行うこと。
- 3、普天間飛行場に配備されている MV-22 オスプレイを他の拠点へ移駐すること。
- 4、市民生活への影響が特に大きい夜間飛行及び住宅地上空における旋回飛行訓練を行わないこと。

宜野湾市長 佐喜眞 淳